

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年8月20日
【会社名】	株式会社アドバンスクリエイト
【英訳名】	Advance Create Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 濱田 佳治
【本店の所在の場所】	大阪市中央区瓦町三丁目5番7号
【電話番号】	06(6204)1193(代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 曾我 啓介
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区瓦町三丁目5番7号
【電話番号】	06(6204)1193(代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 曾我 啓介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1)

1【提出理由】

2025年8月19日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2025年8月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

新たな種類の株式としてA種種類株式を追加し、A種種類株式に関する規定を新設するとともに、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加する。

第2号議案 第三者割当による普通株式発行の件

会社法第199条の規定に基づき、第三者割当の方法により、普通株式を発行する。

第3号議案 第三者割当によるA種種類株式発行の件

会社法第199条の規定に基づき、第三者割当の方法により、A種種類株式を発行する。

第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替える。

第5号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、第4号議案による資本金等の額の減少の効力が生じた後のその他資本剰余金をもって、繰越利益剰余金の欠損に填補する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 定款一部変更の件	174,673	1,816	0	(注)1	可決 (98.97%)
第2号議案 第三者割当による 普通株式発行の件	174,577	1,912	0	(注)1	可決 (98.91%)
第3号議案 第三者割当による A種種類株式発行の件	174,515	1,973	0	(注)1	可決 (98.88%)
第4号議案 資本金及び資本準備金 の額の減少の件	174,601	1,888	0	(注)1	可決 (98.93%)
第5号議案 剰余金の処分の件	174,652	1,837	0	(注)2	可決 (98.95%)

(注)1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分、及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して、確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上